

## 子ども・子育て応援条例について

## 1. 条例制定

令和5年9月議会において条例案を提出し、9月15日可決（令和6年1月1日施行）。  
子ども・子育てを応援するための基本理念、子どもの権利、子どもが大切にすること、市の責務、保護者や学校等、地域住民、事業者の役割等を定めた。

## 2. 市の今後の取組

第3条（基本理念） まち全体で子ども・子育ての応援に取り組む

## 第6条（市の責務）

- 第1項 安心して子どもを産み育てることができ、健やかに成長できる環境の整備
- 第2項 保護者等との連携、国等と連携して子どもの育成と子育て支援を総合的・計画的に実施
- 第3項 子どもの視点や意見を反映させて子ども施策にかかる取組を推進
- 第4項 条例をわかりやすく広める

## 第11条（取組の推進等）

取組の実施状況や条例の運用状況は、子ども・子育て会議で定期的に検証する

## (1) 今後の取組の基本的な方向性

条例第6条の「市の責務」に基づき、条例の理念・目的の達成に向けた取組を実施していく。具体的には、以下の流れで推進していくこととする。

## (2) 取組みの進め方と具体的な内容

## STEP 1

知る

全ての市民に条例ができたことを周知する。  
市民向け：市HP、広報おおむた12/15号、SNS等  
対象ごと：リーフレット・パンフレットの配布・配架  
市職員：メール等での配信

## STEP 2

理解・共感

条例の目的や基本理念、それぞれの役割について理解・共感を得る。  
⇒内容を理解し、共感してもらうための方法の検討  
例：出前講座やイベント等での周知

## STEP 3

実践

条例に掲げる各主体（保護者や学校等、地域住民、事業者）がそれぞれの役割等に基づき、行動する。  
⇒それぞれの役割を実践してもらう（促す）仕組みの検討  
例：市…子どもの意見を聴く仕組みづくり

### (3) 重点的な取組み

「子どもの意見を聴く仕組みづくり」については、こども基本法においても、子ども自身に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会を確保することとされており、本条例の推進においても重点的に取り組むこととする。

※以下の①②は、現在、検討中の内容。

#### ①意見を聴く機会と場づくり

子どもの意見を反映させるためには、子どもの参画を促したり意見を聴く機会を確保することが必要。また、子どもから意見をもらいやすくする工夫も必要となる。

##### 事業実施時

- ・子どもが参加する事業やイベントなどの場でアンケート等により意見を聴く

##### 計画策定時

- ・策定に係る審議会への参画

#### ②意見を聴く仕組み（ルール）づくり

子どもに係る所管課だけでなく子どもに関係する取組みを実施する際には意見を聴き反映できるよう仕組みが必要。

- ・庁内向けガイドラインの作成
- ・子どもたちが自ら意見を言えるしくみづくり

### (4) 取組みの推進

条例第 11 条において、取組みの実施状況や条例の運用状況は、子ども・子育て会議で定期的に検証することとしており、本条例に基づく取組みについては、毎年度子ども子育て会議に報告していくこととする。